

首里城正殿「龍頭棟飾」（りゅうとうむなかざり）の復元・製作 に「壺屋焼」の陶工が主体的に携われるよう求める意見書

令和元年(2019年)に焼損した琉球王国の象徴で県民の心の拠り所である首里城の復興が国、県、市、関係者等の連携で進められている。

沖縄県が策定した「首里城復興基本計画」では、首里城正殿等の復元に、県内に蓄積・継承されている技術が活用され、将来の修復に必要な技術者にもつなげていくことと、建築や美術工芸に関する伝統技術を復元のみならず、修復にも活用していくことで、技術の継承及び人材を育成すると謳われている。

それゆえに、首里城正殿の特徴的な装飾である「龍頭棟飾」の製作でも、沖縄の技術者が主体的に携わり進めることが強く求められている。

沖縄の陶工によって製作された「龍頭棟飾」は、1682年に首里城正殿に設置された。そして、琉球王府が陶工を本市の壺屋地域に移住させ、多数の窯を築いたのが「壺屋焼」の始まりと言われている。さらに、沖縄戦で壊滅的被害を受けた沖縄の戦後復興をいち早く支えたのも「壺屋焼」の陶器であった。現在、「壺屋焼」は沖縄を代表する陶器・伝統工芸品として、重要無形文化財保持者を輩出するなど高い評価を得ている。

この沖縄の長い歴史と共に育まれてきた「壺屋焼」の伝統ある技術と沖縄の土をいかし、沖縄を主体にして首里城正殿が復元することは、「沖縄の歴史・文化の価値を確実に次世代へ継承し、それぞれの時代にふさわしい新たな文化創出など沖縄発展の礎とする」との首里城復興の目的とも合致する。

よって、本市議会は、首里城復興に寄せられた沖縄県民をはじめとした多くの人々の気持ちに応えて、首里城正殿「龍頭棟飾」の復元・製作に「壺屋焼」の陶工が主体的に携われるよう関係機関に強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

那覇市議会

あて先：文部科学大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、沖縄県知事